

「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」は
県内に2ヶ所開設しています。お気軽にご相談ください。

「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」

完 全
予約制

鳥取センター



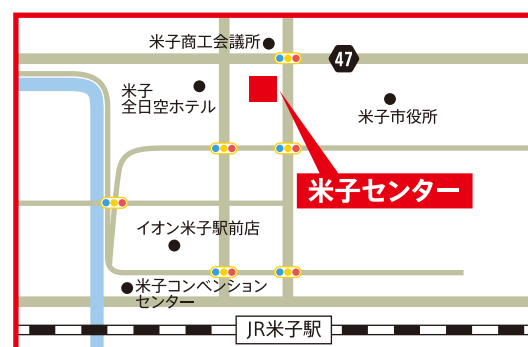
〒680-0031
鳥取県鳥取市本町2丁目123
三井生命鳥取ビル1F
平 日:10:00~20:00
土日祝:10:00~18:00
休業日:月・金・年末年始(12/29~1/3)

Tel.0857-30-5151
Fax.0857-30-5150

「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」

完 全
予約制

米子センター



〒683-0823
鳥取県米子市加茂町2丁目180
国際ファミリープラザ4F
平 日:10:00~20:00
土日祝:10:00~18:00
休業日:月・金・年末年始(12/29~1/3)

Tel.0859-30-3443
Fax.0859-30-3444

とっとり出会い
サポートセンター

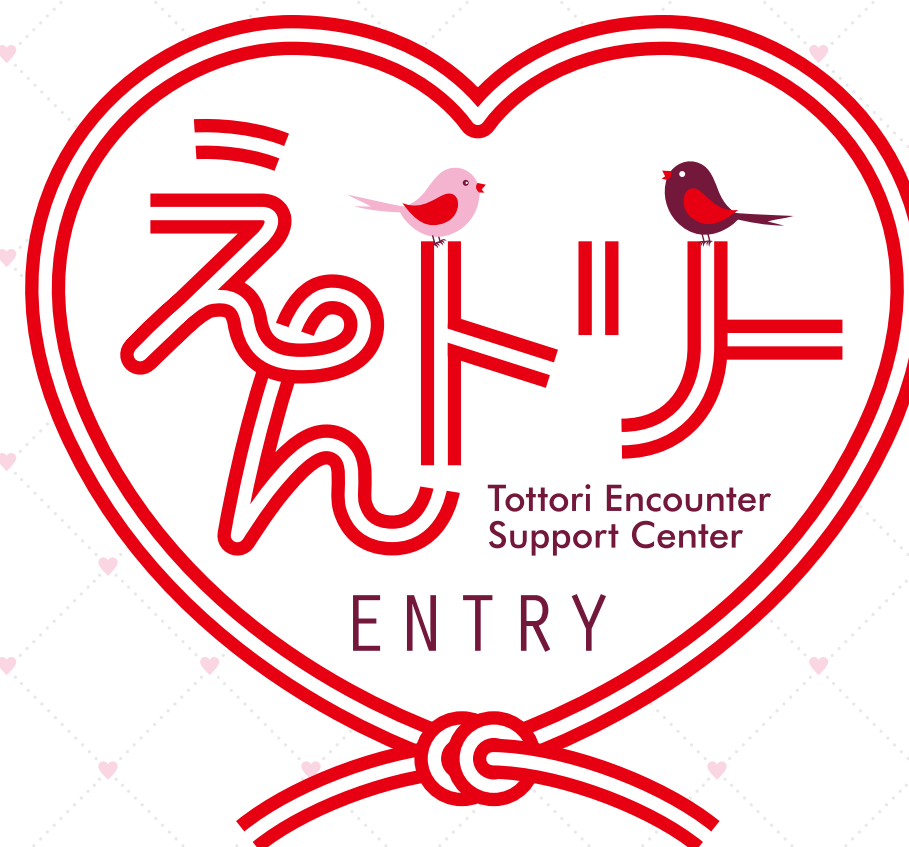


その他、詳細は、「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」
公式サイトをご覧ください。

■公式サイト(2016年1月中旬オープン予定)
<https://www.msc-tottori.jp/>

■公式サイトオープンまではこちら
(2015年12月13日から入会申込仮登録開始)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/252759.htm>

とっとり出会い サポートセンター



ご利用のご案内

「えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）」は
会員制のマッチングシステム。
1対1の出会いをサポートいたします。



一般社団法人
鳥取県法人会連合会

「えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)」ご利用のご案内

「えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)」は、会員制のお見合いシステムです。結婚を希望する独身男女が自身のプロフィールを登録し、お相手の情報を閲覧してお会いになりたい方を探していただきます。
「えんトリー(とっとり出会いサポートセンター)」(以下センター)が、個別にお引合せをいたします。

とっとり出会い サポートセンター



会員になれるのは

結婚を誠実に希望し、自ら努力される20歳以上の独身の方なら、会員になれます。鳥取県内にお住まいの方、県内にお勤めの方、または鳥取県へ移住を希望される方であれば登録できます。「センター」をご利用いただくにはインターネット及びメールが利用できるパソコン又は携帯電話が必要です。

※下記、「会員登録の抹消等について」に該当する場合、登録をお断りいたします。

会員登録には次の2つの方法があります

パソコン又は携帯電話から入会申込をされ、続いてセンターへの来所予約を行ってください。必要書類(下記「会員登録に必要なもの」参照)をお持ちになり、センターにてご自身の情報を入力され、登録完了です。

入会申込書の必要事項を記入していただき、事前に電話連絡の上、必要書類をお持ちになり、センターへお越しください。センターにてご自身の情報を入力され、登録完了です。

※ご本人による会員登録が困難な場合は、民法において定義された三親等以内の血族に限り、本人自筆署名の委任状を持参し、代理登録をすることも可能です。ただし、閲覧はご本人以外できません。

会員登録に必要なもの

- 1 入会登録料10,000円(2年間有効) ※退会時の返金はございません。
- 2 本籍地の市町村が発行する「独身証明書」※(戸籍抄本での代用も可) いずれも3ヶ月以内に取得したもの
- 3 健康保険証(本人及び勤務先確認)
- 4 写真付の身分証1点(運転免許証、パスポートなど)
※代理登録の場合は代理人の身分証が必要です。
- 5 閲覧用写真1枚(本人のみが写り、3ヶ月以内に撮影されたもの、上半身でL判程度の大きさ)
※任意で全身写真1点追加できます。
- 6 入会申込書(パソコン又は携帯電話から入会申込の場合は不要)
- 7 誓約書
- 8 委任状(代理人登録の場合)

※独身証明書の発行については、本籍地の市町村役場にお問い合わせください。 ※証明書類はコピー後お返しいたします。
※特設会場で登録をする場合は、上記2～4の書類原本とコピーをご持参ください。

会員有効期間は2年間

登録日から2年間が会員有効期間です。成婚された場合は退会とさせていただきます。有効期間が過ぎると自動的に退会となります。引き続き会員を希望する場合は、改めて登録手続きを行っていただきます。

【おことわり】
当事業は、ご希望の条件の方とお見合いの実現を必ず約束するものではありません。ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

会員登録の抹消等について

次の項目に該当する場合は入会をお断りし、又は会員登録を抹消します。悪質な場合は法律に基づき厳正に対処します。

- (1) 暴力団員等(鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員をいう)である場合
- (2) センター会員利用規約の「禁止事項」の項目に該当した場合、又は指導をしても改善しない場合
- (3) センターの運営に同意しない場合
- (4) センターからの連絡に応じない場合

ご入会からお引合せ、そしてご結婚まで

- 1 パソコン又は携帯電話から、センターホームページにアクセスし、入会申込、続いてセンターへの来所予約

◆すべてWeb上で行います。操作等不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。



or

- 入会申込書、誓約書、委任状(代理登録の場合)に必要な事項を記入し、センターへ電話連絡

◆書類等の作成に不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。



- 2 必要書類を持参の上、センターにてご自身のプロフィールを入力し、会員登録完了



◆iPadを使用するので、入力作業は簡単です。
◆ID、パスワードを発行し会員登録証をお渡します。
◆任意項目は、ご自宅のパソコンあるいは携帯電話を使い、Web上のマイページでも入力・修正ができます。

- 3 センターで会ってみたいお相手をさがしましょう

◆センターでの閲覧には来所予約が必要です。マイページからご予約ください。
◆iPadを使ってお相手情報を閲覧し、ご自身で会いたいお相手を選びます。
◆1回につき3名までお引合せの申込みができます。第1希望から順番にセンターが申込連絡を行います。お相手からの返事はお1人につき1週間程度かかります。お相手の承諾がなければ、お引合せできません。
◆お引合せを申込まれた場合、お相手のプロフィールはマイページで確認できます。また、返事についてもマイページから行ってください。
◆お申込をした段階で、申込者のプロフィールは異性の閲覧には開示されなくなります。



- 4 出会いサポーターがお引合せの日時を調整します

◆担当のサポーターがお二人と日時調整をします。お引合せの場所は、応援企業の中からセンターが選びます。
◆出会いサポーターとは、出会いサポート事業の研修を受け、センターに登録されたボランティアです。1対1のお引合せや交際フォロー等を行います。
◆応援企業とはお引合せの際の茶菓の提供ができる店舗やホテル等のことです。



- 6 お引合せ後、交際意思を確認します

◆サポーターが交際するかどうかの意思確認を行います。お互いに交際の意思がある場合は、サポーターがお互いの氏名、電話番号等をお伝えします。
◆残念ながら交際不成立となりましたら、プロフィールの開示を再開します。



- 5 出会いサポーターが同席してお引合せ!

◆応援企業でサポーターが同席してお引合せ(お見合い)をいたします。
◆この段階ではお互いの氏名、住所、電話番号などはお伝えしません。
◆お引合せには、サポーター交通費としてお一人1,000円、茶菓代としてお一人1,000円程度が必要となります。



- 7 交際スタート!

◆お互いに連絡を取り合い、それぞれの責任において交際をスタートさせてください。
◆交際中は概ね2週間後、2ヶ月後、半年ごとにサポーターがフォローします。また、サポーターとは、いつでもシステムを通じてWebメールで連絡が取れますので、お気軽にご相談ください。
◆交際をやめたい場合は、お相手にその意思をお伝えいただいた上で、サポーターにご連絡ください。プロフィールの開示を行います。



- 8 ご結婚、そして退会

◆ご結婚が決まりましたら、サポーターにご連絡ください。センターが退会の手続きをします。

